

秋田県政策等の評価に関する条例

平成十四年三月二十九日

秋田県条例第十一号

秋田県政策等の評価に関する条例をここに公布する。

秋田県政策等の評価に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県が行う政策、施策又は事業（以下「政策等」という。）の評価に関し基本的事項を定めることにより、政策等の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策等への適切な反映を図るとともに、政策等の評価に関する情報を公表し、もって成果を重視する行政の推進に資するとともに、県の行政活動について県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会及び警察本部長をいう。

2 この条例において「政策」とは、実施機関が、その所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために行う行政活動についての基本的な方針をいう。

3 この条例において「施策」とは、政策を推進するための個々の具体的な方針をいう。

4 この条例において「事業」とは、施策に従って実施する個々の方策その他これに類するものをいう。

(政策等の評価の在り方)

第三条 実施機関は、その所掌に係る政策等について、適時に、その効果（当該政策等に基づき実施し、又は実施しようとしている行政活動が県民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策等の特性に応じて必要な観点から自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策等に適切に反映させるものとする。

2 実施機関は、前項の規定に基づく政策等の効果の把握に当たっては、当該政策等の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的にこれを行わなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定に基づく評価（以下「政策等の評価」という。）に当たっては、県民の意見を採り入れるように努めるものとする。

(基本方針)

第四条 知事は、政策等の評価の計画的かつ着実な推進を図るため、他の実施機関と協議して政策等の評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の実施計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 政策等の評価の実施に関する基本的な考え方
- 二 政策等の評価の観点に関する基本的な事項
- 三 政策等の効果の把握に関する基本的な事項

四 事前評価（政策等を決定する前に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項

五 中間評価（政策等を決定した後で政策等が終了する前に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項

六 事後評価（政策等が終了した後に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項

七 政策等の評価の実施の時期に関する基本的な事項

八 政策等の評価の結果の政策等への反映に関する基本的な事項

九 政策等の評価の結果等の公表に関する基本的な事項

十 秋田県政策評価委員会への諮問に関する基本的な事項

十一 その他政策等の評価の実施に関する基本的な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県政策評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（実施計画）

第五条 実施機関は、基本方針に基づき、当該実施機関の所掌に係る政策等について、毎年度、政策等の評価に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 政策等の評価の実施に関する考え方

二 政策等の評価の対象に関する事項

三 政策等の評価の観点に関する事項

四 政策等の効果の把握に関する事項

五 事前評価に関する事項

六 中間評価に関する事項

七 事後評価に関する事項

八 政策等の評価の実施の時期に関する事項

九 政策等の評価に係る評価調書に関する事項

十 政策等の評価の結果の政策等への反映に関する事項

十一 政策等の評価の結果等の公表に関する事項

十二 秋田県政策評価委員会への諮問に関する事項

十三 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項

3 実施機関は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、実施計画の変更について準用する。

（評価調書）

第六条 実施機関は、政策等の評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価調書を作成しなければならない。

一 政策等の評価の対象とした政策等の概要

二 政策等の評価を実施した時期

三 政策等の評価の観点

四 政策等の効果の把握の手法及びその結果

五 秋田県政策評価委員会の意見

六 政策等の評価を行うに当たって使用した資料その他の情報に関する事項

七 政策等の評価の結果

2 実施機関は、前項の規定により評価調書を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(政策等の評価の結果の活用)

第七条 知事は、政策等の評価の結果を予算の編成及び県の総合的かつ基本的な計画の作成等に活用するものとする。

(議会への報告)

第八条 実施機関は、毎年度、政策等の評価の実施状況及び政策等の評価の結果の政策等への反映状況に関する報告書を作成し、知事に送付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により送付を受けた報告書を取りまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

(相互協力)

第九条 実施機関は、政策等の評価を適切に実施するため、相互に必要な協力を行うものとする。

(委員会の設置及び所掌事務)

第十条 第四条第三項の規定により、知事の諮問に応じ基本方針に関して調査審議させるため、秋田県政策評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の規定による調査審議をするほか、実施機関の諮問に応じ政策等の評価に関する事項を調査審議する。

(委員会の組織及び委員の任期)

第十一条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第十二条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第十三条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第十四条 委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

一 公共事業評価専門委員会 公共事業のうち基本方針で定めるものの評価に関すること。

二 研究評価専門委員会 試験研究開発を実施することを目的とする事業のうち基本方針で定めるものの評価に関すること。

2 委員会に、前項の規定により専門委員会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議をさせるため、専門委員を置く。

3 専門委員は、所掌事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

4 専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、十五人以内とし、委員長が指名する。

5 第十一条第三項及び第四項の規定は専門委員について、前二条の規定は専門委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門委員長」と、「委員会」とあるのは「専門委員会」と、「委員」とあるのは「専門委員会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

6 所掌事項については、専門委員会の議決をもって委員会の議決とする。

(委任規定)

第十五条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「総合開発審議会の委員及び専門委員」を

「総合開発審議会の委員及び専門委員

政策評価委員会の委員及び専門委員」に改める

附 則(平成一八年条例第四三号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

令和2年度 知事が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

参考資料2

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等への反映・活用	備 考
■政策評価 (中間評価)	○政策の効果的な推進を図るための情報を提供する。	○企画振興部長 (7月22日まで)	○「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の6つの重点戦略	○定量的評価 ・政策を構成する施策の評価結果の平均点 ○定性的評価 ・推進状況等(社会経済状況に特に関連する施策を踏まえた上で)の達成状況とその効果など	(活用) ○企画振興部長及び政策所管部長 ・「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく政策の効果的な推進	
■施策評価 (中間評価)	○施策の効果的な推進を図るための情報を提供する。	○施策幹事部長 (5月20日まで)	○「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の重点戦略に掲げる34の施策と基本政策系に掲げる9の施策から成る政策・施策体系上に掲げる43の施策のうち、実施する6施策を除く37施策	○定量的評価 ・代表指標の達成状況 ○定性的評価 ・施策の取組状況とその効果、外的要因等	(活用) ○企画振興部長及び施策幹事部長 ・「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく施策の効果的な推進	
■事業評価 (目的設定)	○事業課題を明確化させ、事業性を考察し、事業実施により達成すべき状態を明らかにする。	○新規事業所管課長 (別途通知)	○令和2年度の補正予算及び令和3年度の当初予算に新たに計上される新規事業(災害復旧事業及び修繕事業(劣化又は原状回復するための実施する事業、受託事業等)及び及び解体撤去のみの事業や法律により実施が定められている事業、公共事業園所評価及び生活課題(定期償還)を除く)	○必要性 ・弱質性及び施策目的に照らした必要性 ・住民ニーズに照らした必要性 ・関係との必要性 ○有効性 ・手段の妥当性	(活用) ○新規事業所管課長 ・事業要求説明資料 ・事業実施のための資料 ○各部長、総合政策課長及び財政課長 ・予算、編成や政策・施策評価の検討資料	
■事業評価 (中間評価)	○事業の原直し・改善を図り、効果的かつ効果的な事業推進のための課題と推進方向を示す。	○継続事業所管課長 (5月20日まで)	○令和2年度の当初予算に計上され、継続事業であること、政策予算に係る事業を対象とする。一 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げる重点戦略及び基本政策に位置付けられていないもの。 二 前年度の年間事業費が300万円未満のもの。 三 一及び二については、目標値に対する達成率が80%未満の事業又は財政課長が特に必要と認め、当該年度の中間評価の対象とする。 四 他の事業費が10億円未満の基礎・施設整備事業の補助金交付事業 五 計画策定事業、調査・統計事業	○必要性 ・現状の課題に照らした妥当性 ・住民ニーズに照らした妥当性 ○有効性 ・事業目標の達成状況 ○効率性 ・コスト削減の取組状況	(反映) ○継続事業内容や事業量の見直し ・事業の優先度の判定 (活用) ○継続事業要求説明資料 ・事業所管課長 ・予算、編成や政策・施策評価の検討資料	

令和2年度 知事が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等への反映・活用	備 考
■事業評価 (事後評価)	○類似事業の企画立案、当該事業による整備された施設等の効果的・効率的な利活用に関する情報を提供する。	○終了事業所管課長及び終了事業所管振興局局長 (5月20日まで)	○次のいずれかに該当する事業を対象として実施する。一及び二については、目的設定の対象外事業、国庫補助事業有相金に基づく事業を除く。 一 事業費が10億円以上の基礎・施設整備事業で、事業が終了した日から2年又は6年を経過した日の属する年度が令和2年度であるもの 二 ソフト事業費が1千万円以上で、令和元年度に終了した年度に実施した地域施策推進事業 三 令和元年度振興局調整費事業	○有効性 ・住民満足度の達成状況 ・事業目標の達成状況 ○効率性 ・事業の経済性の妥当性 ※振興局調整費事業については、事業の効果が及び住民の満足度により評価を行う	(反映) ○事業所管課長及び終了事業所管振興局局長 ・将来の類似事業の企画立案 ・当該事業による整備された施設等の管理・運営 (活用) ○終了事業所管課長及び終了事業所管振興局局長 ・当該事業を含む基本方針や計画策定の際の検討資料	

【公共事業箇所評価】

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等への反映・活用	備 考
■新規箇所評価	○必要性や効率性等について箇所ごとと評価を行い、事業実施の可否を検討する。	○新規箇所所管課長 (国への要望又は予算要求前) ○新規箇所選定会議(最終評価) (国への要望又は予算要求前)	○県が新たに実施しようとする公共事業(農林水産部、建設部が所管する国庫補助事業及び単独事業)であつて、総事業費が1億円以上の箇所(これらの事業着手の一環として調査を行おうとする事業箇所を含む)。ただし、次の事業箇所を除く。 一 災害復旧事業、同関連事業箇所 二 維持修繕事業箇所 三 新規箇所評価を移行しようとする箇所 四 他、他の事業費の増額が3割以内の事業箇所 調査着手した段階で新規箇所評価を行う調査箇所 調査完了後、事業費の増額が3割以内の事業箇所	○必要性 ○緊急性 ○有効性 ○効率性 ○熟度 評価項目は、事業種別ごとに設定	(反映) ○新規箇所所管課長 ・事業内容の見直し ・今後の対応方針 ・予算要求 (活用) ○新規箇所所管課長 ・予算要求の説明資料 ○農林水産部長、建設部長及び財政課長 ・予算編成の検討資料	

令和2年度 知事が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

〔公共事業箇所評価〕

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観点	評価結果の政策等への反映・活用	備考
■継続箇所評価	○事業の中止を含む翌年度の事業の推進方向を判断する。	○継続箇所所管課長 (9月末日まで)	○県が継続して実施している農林水産省生産局及び農村振興局、林野庁、水産庁並びに国土交通省が所管する国庫単独事業及び総事業費が5億円以上の県単独事業であつて、次の各号に該当する箇所及び増額が3割以上の箇所並びに社会経済情勢の高激な変化、技術革新等により見直しの必要性が生じた箇所。 一 農林水産省生産局及び農村振興局所管事業 採択後5年経過(6年目)及び継続箇所評価後5年経過(6年目)した事業箇所 二 林野庁所管事業 採択後5年経過(6年目)及び継続箇所評価後10年経過(11年目)した事業箇所 三 水産省所管事業 採択後5年経過(6年目)及び継続箇所評価後5年経過(6年目)した事業箇所 ア 海岸事業で、10年経過(11年目)の事業箇所 イ 国土交通省所管事業 四 採択後5年継続(5年目)事業箇所 ア 採択前の準備・計画段階で5年継続(5年目)した事業箇所 ウ 継続箇所評価実施後5年継続(5年目)した事業箇所 五 県単独事業 着手後5年目及び継続箇所評価後5年目の事業箇所 ただし、次の事業箇所を除く。 一 災害復旧事業、同関連事業箇所 二 維持修繕事業箇所	○必要性 ○緊急性 ○有効性 ○効率性 ○熟度	○継続箇所所管課長 ・事業内容の見直し ・事業の継続・中止等の判断(活用) ○継続箇所所管課長 ・予算要求の説明資料 ○農林水産部長、建設部長及び財政課長 ・予算編成の検討資料	
■終了箇所評価	○将来の維持管理や類似事業の企画立案、今後の効果的・効率的な利活用を図る。	○終了箇所所管課長 (11月末日まで)	○県が実施した公共事業(農林水産部、建設部が所管する国庫補助事業及び県単独事業)であつて、総事業費が10億円以上で、かつ事業が終了した日から2年を経過した日の属する年度が令和元年度である事業箇所。 ただし、次の事業箇所を除く。 一 災害復旧事業、同関連事業箇所 二 維持修繕事業箇所	○有効性 ・住民満足度の状況 ・事業目標の達成状況 ○効率性 ・事業の経済性の妥当性	○終了箇所所管課長 ・当該事業終了後の維持管理(活用) ○同種事業の計画・調査 ○終了箇所所管課長 ・当該事業終了後の維持管理や利活用(活用) ○当該事業終了後の検討資料	

令和2年度 知事が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

【研究課題評価】

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等への反映・活用	備 考
■研究課題評価 (目的設定) (中間評価) (事後評価)	○研究予算等の効率的な配分を図る。 ○研究者の意欲の向上等、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境を実現する。 ○果民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発に対する果民の理解と支持を得る。	○目的設定 ・研究機関の長 ・必要に応じて外部有識者等の意見聴取等を実施 (別途通知) ○中間評価 ・内部評価委員会 ・外部評価委員会 (6月末日まで) ○事後評価 ・内部評価委員会 ・外部評価委員会 (6月末日まで)	○目的設定 令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算に新たに予算計上しようとする研究課題 ○中間評価 令和5年度以前に着手し、令和2年度に予算計上しようとする研究課題 【外部評価対象研究課題】 総合政策課長が必要と判断する研究課題 ○事後評価 令和元年度に終了した研究課題 【外部評価対象研究課題】 総合政策課長が必要と判断する研究課題	【目的設定】 ○必要性 ・政策的妥当性 ○有効性 ・研究開発効果 ○技術的達成可能性 ・技術的達成可能性 ・研究計画・研究体制の妥当性 【中間評価】 ○必要性 ・二一ズの状態変化 ○有効性 ・効果 ○目標達成可能性 ・進捗状況 ・目標達成阻害要因の状況 【事後評価】 ○目標達成 ・最終到達目標の達成度 ○有効性 ・研究成果の効果	【目的設定】 (活用) ○研究機関の長 ・予算要求の説明資料 ○所管課長及び財政課長 ・予算編成の検討資料 【中間評価】 (反映) ○研究機関の長 ・研究計画内容の見直し ・対応方針及び予算要求 (活用) ○研究機関の長 ・予算要求における説明資料 ○所管課長及び財政課長 ・予算編成の検討資料 【事後評価】 (反映) ○研究機関の長 ・類似研究の設定等 (活用) ○所管課長及び研究機関の長 ・研究基本方針、研究計画策定の検討資料	

【経営評価】

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等への反映・活用	備 考
■経営評価	○事業会計の経営状況について、計画的・効率的な経営を行うための情報提供を行う。	○産業労働部長(評価) (6月末日まで)	○企業会計により実施している2事業会計 (電気事業、工業用水道事業)	○公益性(必要性) ・社会経済情勢の変化等を踏まえた ・公益性(必要性) ○経済性 ・経営目標の達成状況 ○総合 ・事業の経営状況などから基準により決定	(反映) ○産業労働部長 ・令和3年度の事業会計の推進方向 等 (活用) ○産業労働部長 ・令和3年度の予算編成方針等	

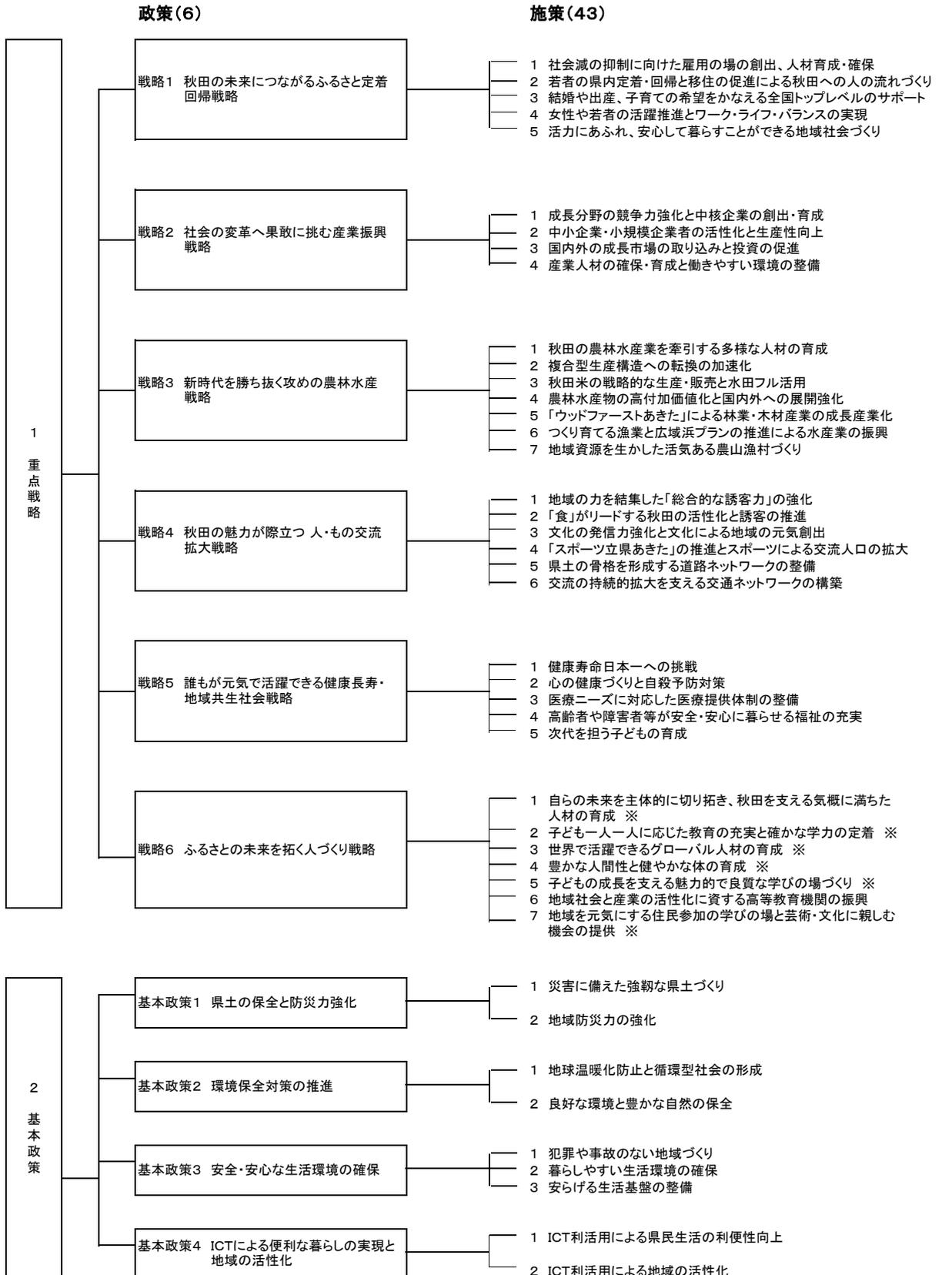
令和2年度 教育委員会が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

評価の種類	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等への反映・活用	備 考
■政策評価 (中間評価)	○企画振興部長 (7月22日まで)	○第3期ふるさと秋田元気創造プランの6つの重点戦略	○定量的評価 ・政策を構成する施策の評価結果の平均点 ○定性的評価 ・進捗状況等(社会経済状況等を踏まえた場合に特に考慮する必要がある施策の取組状況とその成果など)	(活用) ○企画振興部長及び教育委員会 ・「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく政策の効果的な推進	
■施策評価 (中間評価)	○教育委員会 (7月の教育委員会会議で実施)	○第3期ふるさと秋田元気創造プランの重点戦略に掲げる34の施策と基本政策と施策体系上に掲げる43の施策のうち、教育委員会が所掌する6つの施策を主體的に切り拓き、秋田を支えらるる一人一人に定着した人材の育成を目標に満ちた人材の育成 ・自らの学力の定着を促す ・豊かな人間性を養い、心身の健康を育む ・子どもたちの成長を支える ・地域の活性化を図る	○定量的評価 ・代表指標 ○定性的評価 ・取組状況とその成果、外的要因等	(活用) ○企画振興部長及び教育委員会 ・「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく施策の効果的な推進	
■事業評価 (目的設定)	○新期事業所管課長 (別途通知)	○令和2年度の補正予算及び令和3年度の当初予算(災害復旧事業及び災害復旧に關連する事業、県有施設等の維持修繕等及び解体撤去のない事業、他会計繰入金等を除く。)	○必要性 ・現状の課題及び施策目的に照らした必要性 ・住民ニーズに照らした必要性 ○有効性 ・関係性の妥当性 ・手段の妥当性	(活用) ○新期事業所管課長 ・事業要求説明資料 ・事業実施のための資料 ○教育委員会、総合政策課長及び財政課長 ・予算編成の検討資料	
■事業評価 (中間評価)	○継続事業所管課長 (5月20日まで)	○当初予算に計上され続けている継続事業であつたが、当初予算に於ける事業の対象外事業及び次に掲げた事業を除く。 一 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げる重点戦略及び基本政策に位置付けられていないもの。 二 前年度の年間事業費が300万円未満のもの。 三 一及び二については、目標値に達する達成率が80%未満の事業又は教育所総務課長が特に必要と認められる事業は、当該年度の中間評価の対象とする。 四 計画事業費が10億円未満の施設整備事業 五 決定済みの補助金交付事業 六 計画策定事業、調査・統計事業	○必要性 ・現状の課題に照らした妥当性 ・住民ニーズに照らした妥当性 ○有効性 ・関係性の妥当性 ・事業目標の達成状況 ○効率性 ・コスト削減の取組状況	(反映) ○継続事業所管課長 ・事業内容や事業量の見直し ・事業の優先度の判定 (活用) ○継続事業所管課長 ・事業要求説明資料 ○教育委員会、総合政策課長及び財政課長 ・予算編成の検討資料	
■事業評価 (事後評価)	○終了事業所管課長 (5月20日まで)	○次のいずれか該当する事業を対象として実施した。目的設定の対象外事業及び事業化を直に目的とししない調査事業を除く。 一 大規模事業費が10億円以上の基礎・施設整備事業で、事業が終了した日から2年又は6年を経過した日の属する年度が令和2年度である事業 二 ソフト事業費が1千万円以上で、令和元年度に終了した事業	○有効性 ・住民ニーズの状況 ・事業目標の達成状況 ○効率性 ・事業の経済性の妥当性	(反映) ○終了事業所管課長 ・将来の類似事業の企画立案 ・当該事業によって整備された施設等の管理・運営 (活用) ○終了事業所管課長 ・当該事業を含む基本方針や計画策定の際の検討資料	

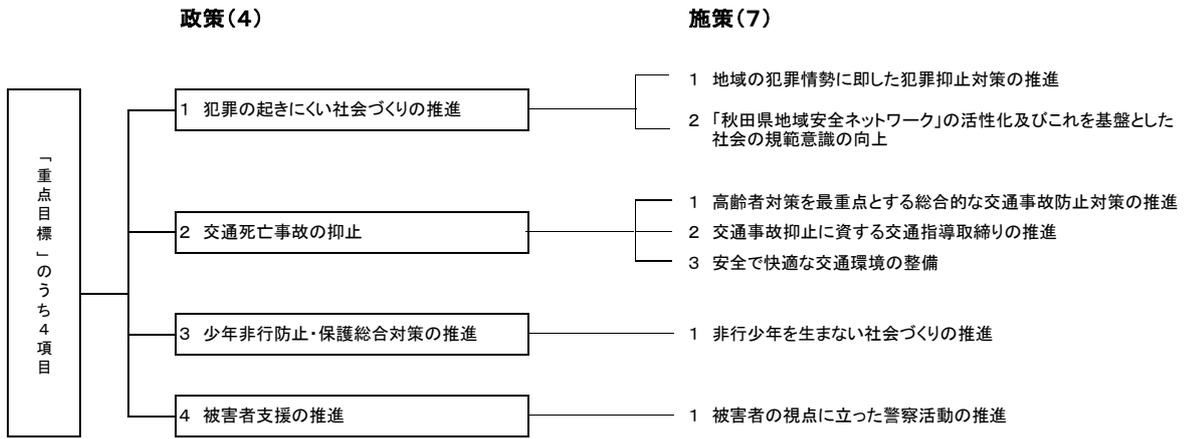
令和2年度 公安委員会及び警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観 点	評価結果の政策等への反映・活用	備 考
■政策評価 (中間評価)	○政策の推進途上において政策を構成する施策について、重点的に推進する施策を明らかにすること。	○秋田県公安委員会と秋田県警察本部長が共同で実施 (7月17日まで)	○「平成31年秋田県警察運営の基本方針と重点目標」にある「重点目標」のうち、次の4項目 1 犯罪の起すににくい社会づくりの推進 2 交通事故の抑止 3 少年非行防止・保護総合対策の推進 4 被害者支援の推進	○優先性の評価結果 ・ 施策の意識 ・ 県民の関心 ・ 政策に関連する治安情勢の悪化等を踏まえ、施策の優先性に観点を置き、政策的に評価を行う。	(反映) ○警察運営の重点目標等の策定に反映させる。 (活用) ○警察運営の管理に活用する。	
■施策評価 (中間評価)	○施策の推進途上において、より効果的に施策を推進するため、情報の提供すること。	○施策の所管部長 (7月6日まで実施)	○政策評価を実施する「秋田県警察運営の基本方針と重点目標」の「重点目標」にある「実施項目」のうち、予算事業を伴う事項	○必要性や県民の要望等を踏まえた治安情勢の悪化等 ○有効性 ○治安維持上の有効性 ○緊急性 ○治安情勢を踏まえた緊急性を観点とし、政策的に評価を行う。	(反映) ○警務部長及び施策を所掌する各部長は、警察運営上重点的に推進すべき事項等に反映させる。 (活用) ○重点推進事項等の管理に活用する。	
■事業評価 (事前評価)	○事業の企画立案に当たり当該事業の実施の可否を検討すること。上で有用な情報を提供すること。	○事業所管所属長 (警務課長が別に定める時期まで実施)	○令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算に新たに予算要求しようとする事業で、重点目標達成に重要な事業	○必要性 ・ 現状の課題に照らした妥当性 ・ 住民ニーズに照らした妥当性 ○有効性 ・ 緊急性に照らした妥当性 ・ 手段の妥当性 ・ 成果指標、目標値がある場合その妥当性 ○効果性 ・ 経済性の妥当性	(反映) ○事業所管所属長は、評価結果を事業の見直しや予算要求に反映させる。 (活用) ○事業所管所属長は、予算要求時の資料として活用する。	
■事業評価 (中間評価)	○事業の推進途上において、より効果的に施策を推進するため、情報の提供すること。	○事業所管所属長 (7月6日まで実施)	○継続事業で、評価事業年度の当初予算に計上されている次の事業(ただし、警察施設等の維持しない事業を除く。)県民の安全対策として継続している事業 1 警察施設等の維持 2 経常予算に継続している事業	○必要性 ・ 現状の課題に照らした妥当性 ・ 住民ニーズに照らした妥当性 ○有効性 ・ 緊急性に照らした妥当性 ・ 事業目的の達成状況 ○効率性 ・ 経済性の妥当性	(反映) ○事業所管所属長は、評価結果を次年度の事業内容や事業量の見直し、あるいは予算要求に当たって活用する。 (活用) ○事業所管所属長は、予算要求時の資料として活用する。	
■事業評価 (事後評価)	○事業終了後に、事業目的の達成状況を把握し、事業の継続又は類似事業の企画立案の効率的な利活用により有用な情報を提供すること。	○事業所管所属長 (7月6日まで実施)	○大規模な施設整備事業が終了した日からは令和2年度を経過した年度が令和2年度であるもの ○ソフトウェア事業費が1千万円以上の事業で、令和元年に終了した事業	○有効性 ・ 住民ニーズに照らした妥当性 ・ 事業目的の達成状況	(反映) ○事業所管所属長は、従来の類似事業の企画立案に反映させる。 (活用) ○当該事業により整備された施設等の運営・管理に活用する。	

政策及び施策の体系(第3期ふるさと秋田元気創造プラン)



(※教育委員会が所管する施策)



■ 秋田県政策評価委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職	摘 要
相 原 学	一般財団法人秋田経済研究所 所長	・ 公共事業評価専門委員会 委員
池 村 好 道	白鷗大学 法学部 教授	・ 委員長 ・ 政策等評価制度調査検討 会議委員
岩 根 えり子	株式会社デジタル・ウント・メア 代表取締役社長	・ 政策等評価制度調査検討 会議委員
福 岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議 理事兼事務局長	
山 口 邦 雄	秋田県立大学 システム科学技術学部 教授	・ 政策等評価制度調査検討 会議委員
吉 澤 結 子	秋田県立大学 理事兼副学長	・ 研究評価専門委員会委員 長

■ 秋田県政策評価委員会公共事業評価専門委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
相 原 学	一般財団法人秋田経済研究所 所長
石 毛 順 子	国際教養大学 准教授
一 色 順 子	日本防災士会 秋田県支部 副支部長
荻 野 俊 寛	秋田大学 大学院理工学研究科 准教授
小 山 澄 子	環境カウンセラー
込 山 敦 司	秋田県立大学 システム科学技術学部建築環境システム学科 准教授
齊 藤 靖 子	株式会社萬盛閣 代表取締役
関 口 久美子	株式会社トースト 常務取締役
徳 重 英 信	秋田大学 大学院理工学研究科 教授
永 吉 武 志	秋田県立大学 生物資源科学部アグリビジネス学科 准教授

■ 秋田県政策評価委員会研究評価専門委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
大 谷 隆 二	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センター 地域戦略部長
尾 野 恭 一	秋田大学 大学院医学系研究科長・医学部長
倉 林 徹	秋田大学 理事兼副学長
栗 林 直 章	秋田県酒造協同組合 技術研究委員会委員長 (合名会社栗林酒造店 代表社員)
後 藤 猛	秋田大学 理事兼副学長
佐 藤 淳	株式会社三栄機械 代表取締役社長
高 田 克 彦	秋田県立大学 木材高度加工研究所 所長
吉 澤 結 子	秋田県立大学 理事兼副学長